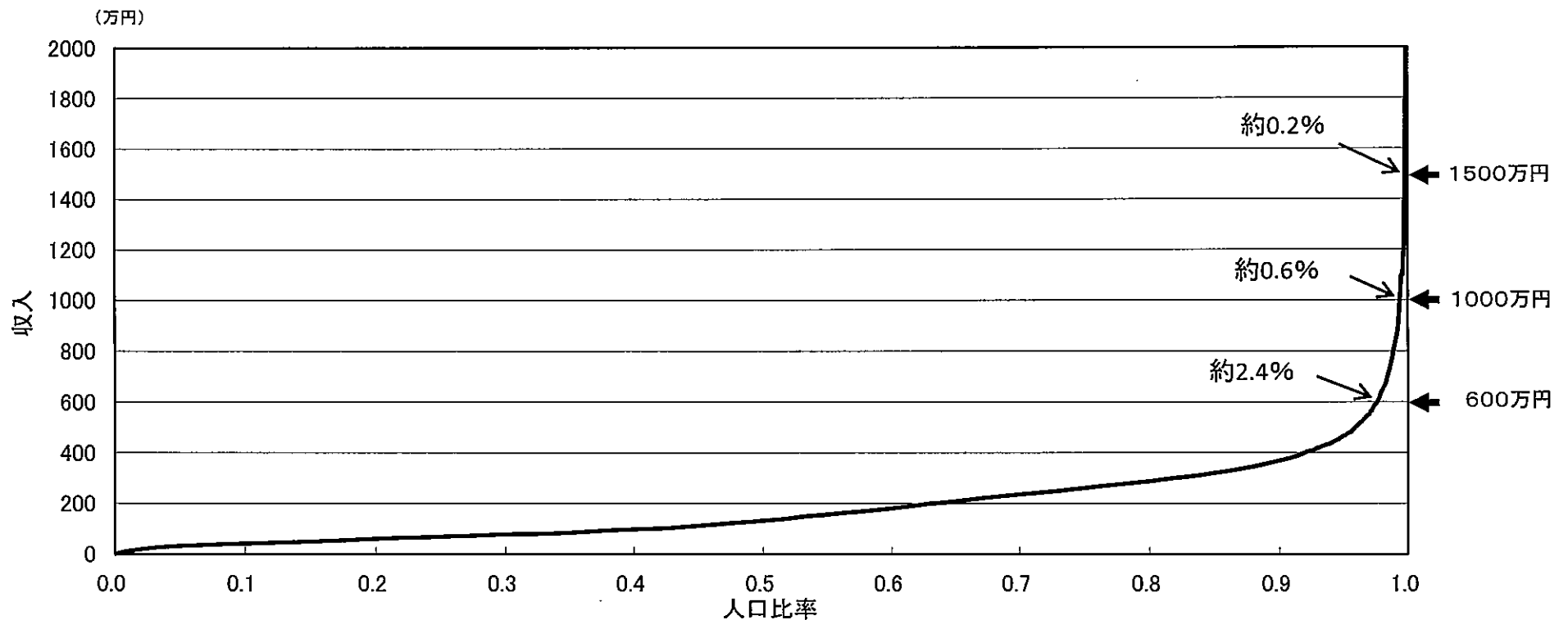


高所得者の年金額の調整

年金受給者の収入の分布の状況

- 平成18年度「老齢年金受給者実態調査」（厚生労働省）によれば、老齢年金受給権者の本人収入の分布は、下図の通り。
- 例えば、年収600万円以上の者は、約2.4%、年収1000万円以上の者は、約0.6%、年収1500万円以上の者は約0.2%となっている。

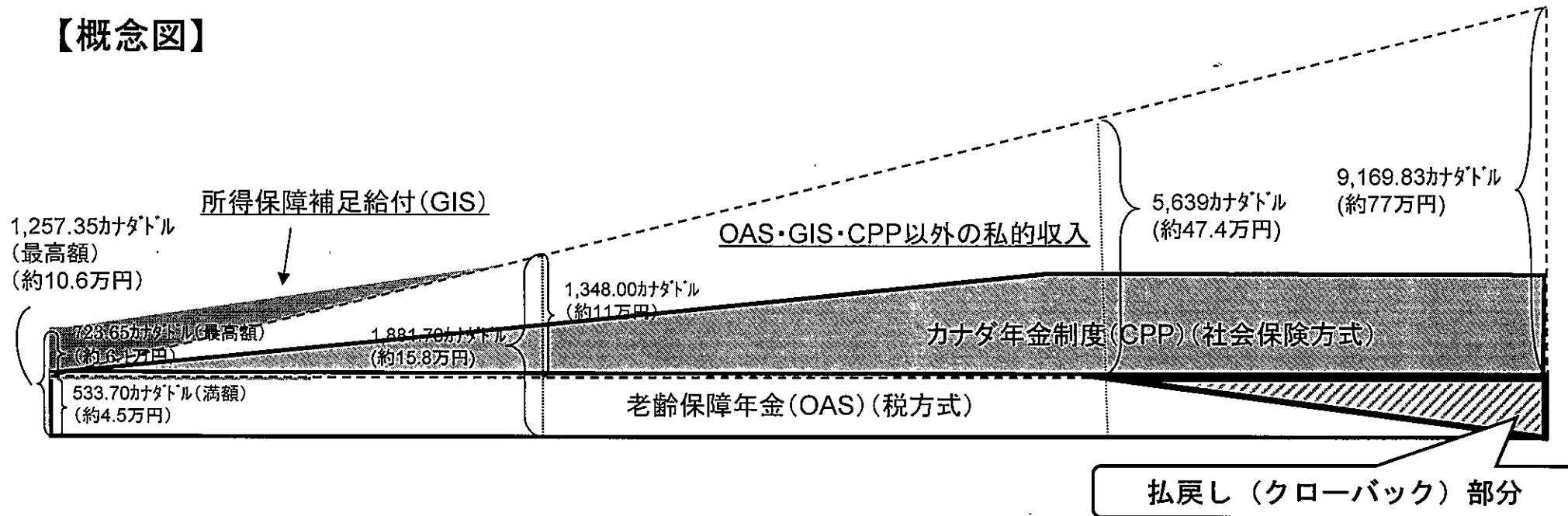


(参考) カナダにおけるクローバックの仕組み

カナダの老齢保障年金（OAS）は、全額税財源により支給される年金制度であるが、受給者のうち、総所得額が一定額（月額5,639カナダドル（約47.4万円））を超える場合は、総所得額のうち当該基準額を超える部分の額の15%に相当する額を税として国に払い戻す制度があり、クローバックと呼ばれている。

※ OASの給付額：満額で月額533.70カナダドル（日本円では約4.5万円）

【概念図】



※ 1カナダドル＝84円で計算。(2011年7月現在の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。)
 ※ 給付額は単身者の月額。所得額は年額を12で除したもの。(数値は2011年7月現在。)

財産権に関する判例等の考え方

○ 既裁定年金に関する考え方

① 政府答弁（平成13年3月13日鉢呂吉雄君提出「農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問主意書」）

I 農業者年金改正のポイント

- 農業者年金は、国民年金の上乗せ給付として、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に加え、農業経営の近代化（若返り）及び農地保有の合理化（農地の細分化防止・規模拡大）という目的を有していた年金制度。
 - 平成12年3月末において、成熟度が270%を超えるに至っており、このままでは遅くとも平成14年度には支払不能となる事態が確実とされていたことから、制度の財政方式を賦課方式から積立方式に変更するとともに、既裁定者の農業者年金のうち経営移譲年金※について、平均9.8%の引下げを行い、従前額保障も行わないこと等の改正を行った。
- ※ 経営移譲年金…農業経営等に供している自分名義の農地等の所有権を後継者に移転するなどして、農業経営から引退した方に税財源によって支給される年金。

II 質問主意書の内容

○ 上記の農業者年金の改正内容と憲法が保障する財産権との関係について質問主意書が提出されている。

問1 公的年金制度における既裁定の年金は、憲法が保障する財産権との関係でどのように位置づけられるか。

答 公的な年金制度における既裁定の年金受給権は、金銭給付を受ける権利であることから、憲法第29条に規定する財産権である。

問2・3 受給者の年金を削減するということは、憲法上の財産権の侵害に当たらないのか。また、契約違反とはならないのか。財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるのは、どのような場合か。特に、今回の改正案を提出しようとする背景と言われている年金財政上の問題をもって減額することは妥当か。また、妥当とする場合、その理由は何か。

答 財産権といえども、公共の福祉を実現しあるいは維持するために必要がある場合に法律により制約を加えることが憲法上許されるときがあることは、これまで累次の最高裁判所の判例において示されてきたところである。

これらのうち、昭和53年7月12日最高裁判所大法廷判決（以下「昭和53年最高裁判決」という。）では、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができず、その場合、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべき旨判示している。

II 質問主意書の内容（つづき）

問4 財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるとした場合、その水準については、どのように考えるか（財産権の侵害には当たらないとする年金減額の水準の考え方）。

答 既裁定年金額の引下げは、受給者の老後の生活の安定、現役世代の負担能力、更には年金財政に占める国庫助成の割合などとの関連において、合理的と判断される範囲にとどまるべきものであると考えている。

問5 以上の問いを踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を9.8パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件につき、自分名義の農地等が五十アール以上の経営者を当然加入としていたこと等との関連から、その年金額を削減することの妥当性については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

答 今回の農業者年金制度の改正における既裁定年金額の引下げ措置について、昭和53年最高裁判決で示された判断要素に沿って検討すると、

- ・ 年金額引下げの対象となる年金は、経営移譲年金のみとしているが、これは老後の生活の安定への寄与のみならず農業経営の近代化や農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成という特別の性格を有し、その財源を専ら国庫助成で賄っているものであること
- ・ 年金額引下げの水準は、月額2千円から4千円で、高齢夫婦世帯の消費支出の1パーセント程度にとどまり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではないこと
- ・ 年金額引下げ措置を講じない場合には、財政負担の更なる増加が不可避となるが、この措置を講じることにより、国民一般の負担の増加を避けることができることから、農業者年金制度が一定規模以上の農地等を保有する農業者を当然加入とするものであるとしても、当該引下げ措置は、財産権に対する合理的な制約として、憲法第29条に照らしても許容されるものと考えている。また、現行制度をこのまま継続した場合には、遅くとも平成14年度には年金財政が払底し、農業者老齢年金の給付等に要する費用を賄うため保険料の大幅な引上げが求められる状況に立ち至ることとなる。しかしながら、世代間の公平を確保する観点から、既裁定年金額の引下げにより経営移譲年金の既裁定者にも応分の負担を求めた上で、現行制度に係る既裁定者及び未裁定者に支給する年金について、農業者老齢年金を含めその財源を国庫で負担することとし、併せて財政方式を変更することとする今回の制度改正によって、被保険者の負担能力を超える保険料の引上げという事態が回避されることも、当該年金額引下げが公共の福祉に適合するかどうかを判断するに当たって勘案すべき重要な事項の一つであると考えている。

○ 既裁定年金に関する裁判例

平成元年12月27日札幌地方裁判所「滝川労基署長傷病補償給付金変更処分取消等」

- ・ 憲法29条1項により保障される財産権には公法上の権利も含まれ、したがって、労災保険法或いは厚生年金保険法上の保険給付請求権が憲法29条1項によって保障されることは明らかである。

○ 財産権に関する最高裁判決（昭和53年7月12日最高裁大法廷判決）

- ・ 「憲法29条1項は、『財産権は、これを侵してはならない。』と規定しているが、同条2項は、『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。』と規定している。したがって、法律でいつたん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するやうにされたものである限り、これをもつて違憲の立法ということができないことは明らかである。そして、右の変更が公共の福祉に適合するやうにされたものであるかどうかは、いつたん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによつて、判断すべきである。』

(参考1) 国会議員互助年金廃止法（平成18年4月1日施行）による既裁定者の年金減額

国会議員互助年金の廃止の際、既裁定者については、以下の区分に応じ既裁定年金額に当該割合を乗じて得た額を支給した。
(最大で10%減額(※)。)

※ 地方議会議員年金制度も、制度改正により既裁定者については10%減額とされ、廃止の際にも減額措置が継続された。

※ また、国会議員互助年金制度、地方議会議員年金制度には、高額所得者に対する既裁定年金を支給停止する仕組みもある。

(※国会議員互助年金廃止の際の減額の例)

H6. 12以後の退職者 100分の90 H2. 7～H6. 11の退職者 100分の92
S59. 4～H2. 6の退職者 100分の93 S56. 4～S59. 3の退職者 100分の95
S56. 3以前の退職者 100分の100

(参考2) 被用者年金一元化法案（平成19年4月国会提出、審議未了のまま衆議院解散により平成21年7月廃案）による既裁定者の年金減額

恩給期間に係る給付額を一律27%減額することとした。ただし、憲法上の財産権である既裁定年金の保障や受給者の生活の安定の観点から、恩給期間（27%減額）と共済期間（減額なし）を合計した給付額全体に対する減額率は10%を上限とした。

特例水準の解消

物価下落時に年金額を減額しなかったことの影響について

(1) 特例水準の設定について

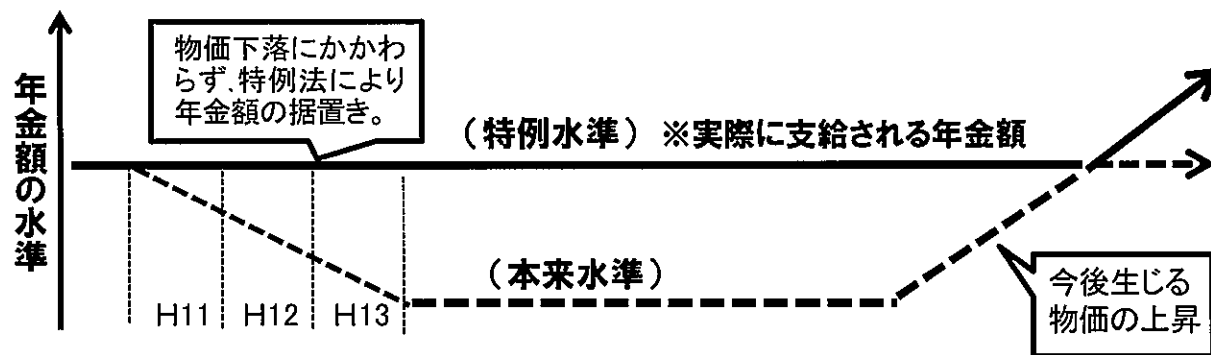
<物価スライド特例措置>

- 平成11～13年に物価が下落した際、本来であれば、平成12～14年度の年金額は、3年間の累計で1.7%の引下げとなるところ、当時の厳しい社会経済情勢の下における年金受給者の生活の状況等にかんがみ、特例的に年金額を据え置く措置を講じた。(次ページ参照)

<物価スライド特例措置の解消>

- この特例措置により、実際に支払われる年金額は、本来より高い水準となったため、平成16年改正において、この特例水準の年金額を解消するための措置が講じられた。

具体的には、賃金・物価が上昇する局面において、法律上本来想定している年金額(本来水準)は、一定の調整は行いつつ引き上げる一方、特例水準の年金額は据え置くこととした。これによって、賃金・物価の上昇に伴い、本来水準が特例水準の年金額を上回ることとなれば、それ以降、本来水準の年金額を実際に支払うという方法により、特例水準を解消することとした。



- ・物価が上昇しても特例水準の年金額は据置き。
- ・物価が下落した場合は、特例水準の年金額を引下げ。

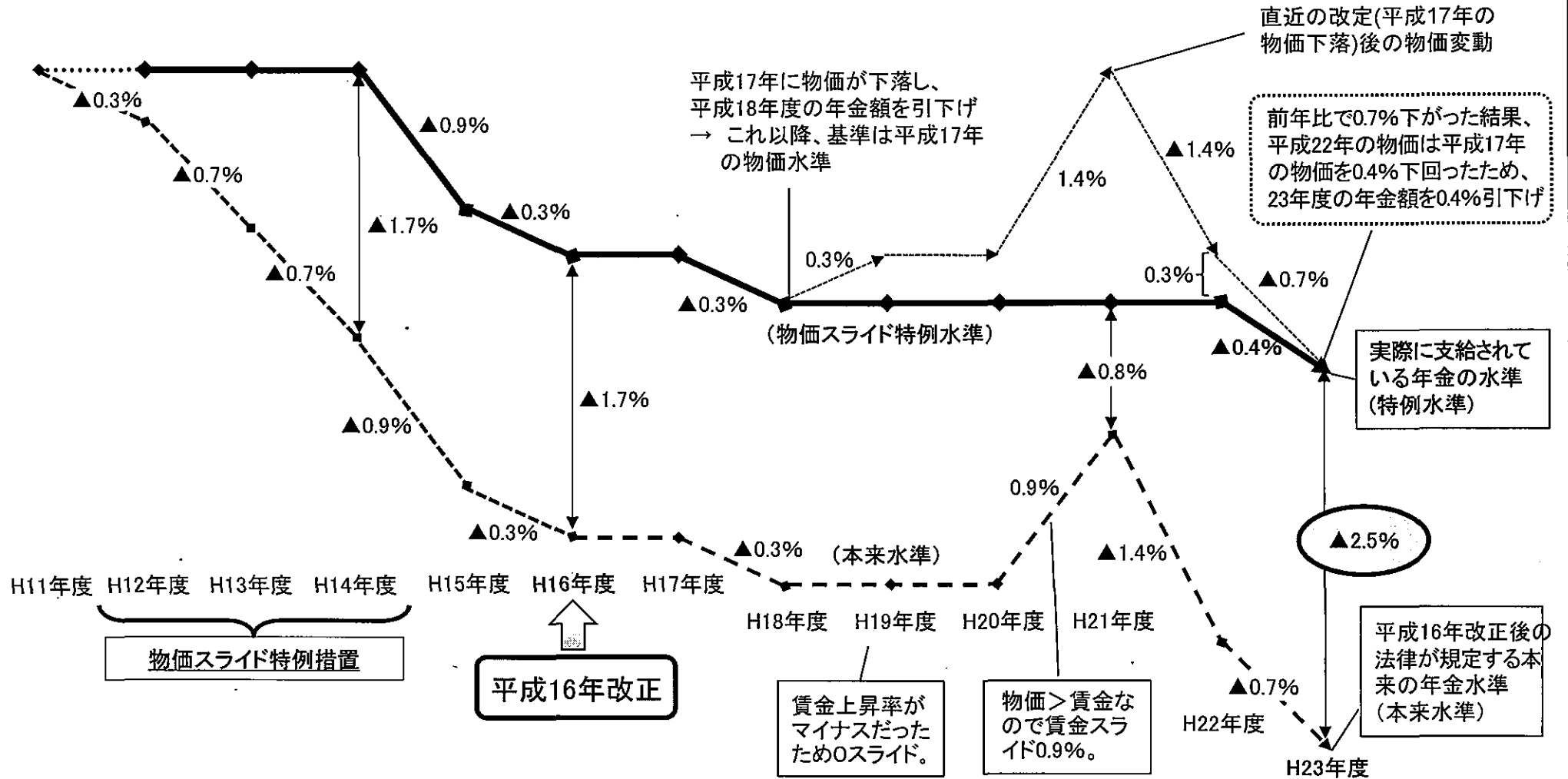
↓
物価の上昇により、本来水準が特例水準を上回れば、年金額は本来水準に復帰し、上回った分だけ年金額が引き上げられる。

<平成16年改正後の状況>

- 平成16年改正において、上記のとおり、賃金・物価の上昇に伴って特例水準を解消する措置を講じたものの、その後、賃金・物価の下落傾向が続いていることにより、本来水準と特例水準との差は縮まらず、平成23年度現在、両者の差は2.5%に拡大している。

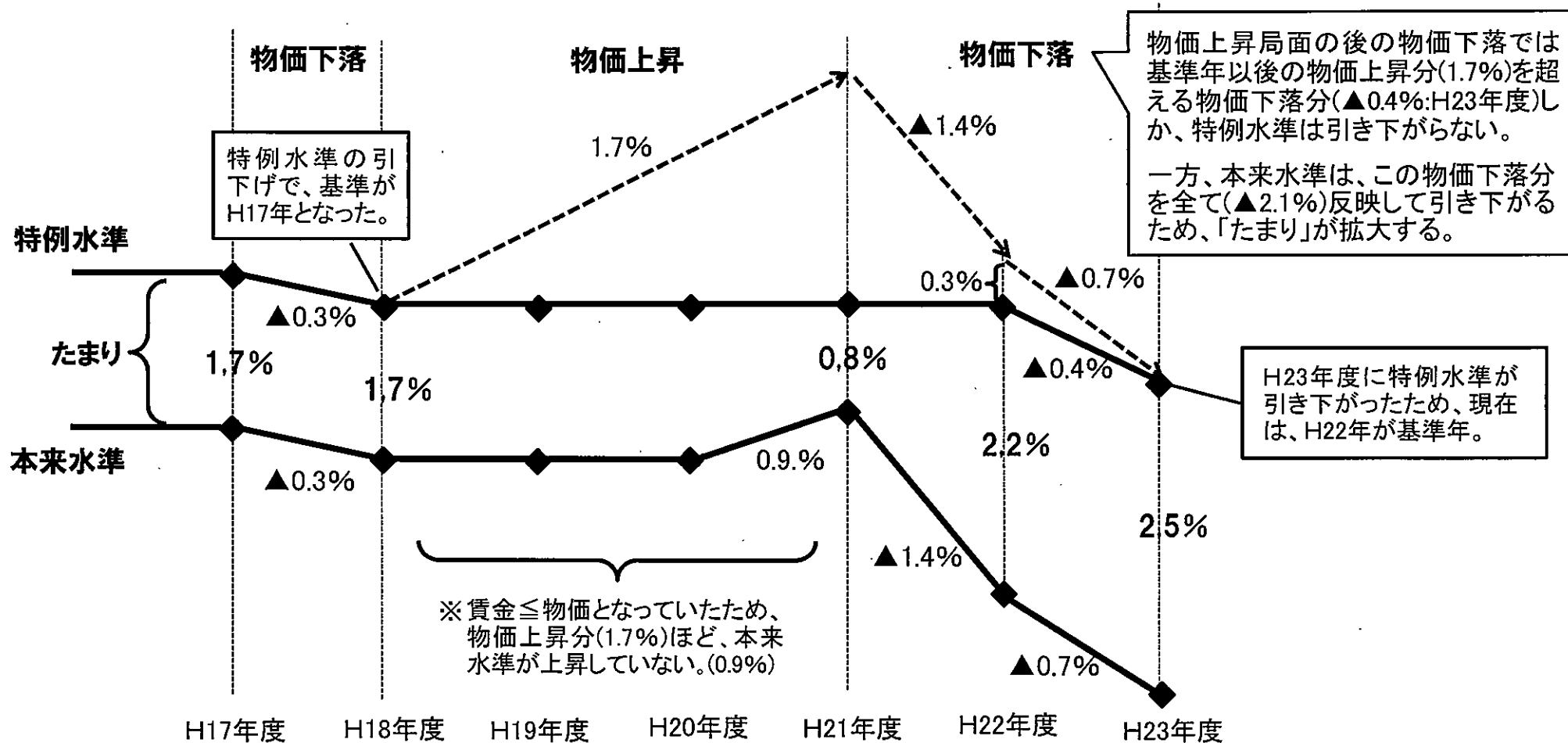
(2) 特例水準とスライドの自動調整との関

④ 現行のスライドの自動調整は、本来水準が特例水準を上回ってから適用することとされており、現在まで、一度も発動したことはない。平成23年度現在、本来水準と特例水準の差は、2.5%に拡大している。



(3) 特例水準と本来水準の差が拡大した理由

○ 特例水準の年金額については、物価上昇局面では年金額の引上げを行わない一方、物価下落局面では、年金額を引き下げることにした。その際、「足下の物価が、直近の年金額の引下げを行った年の前年(基準年)の物価を下回った場合に」、年金額を引き下げる仕組みにしたため、物価上昇と下落が混在する局面においては、「前年よりは物価が下落したが、基準年に比べれば下落していない(例えば平成22年度のケース)」ために、特例水準の年金は下がらず、本来水準は前年比で下がるという事態が生じる。これにより、平成22年度、23年度にかけては、特例水準と本来水準の差が拡大した。

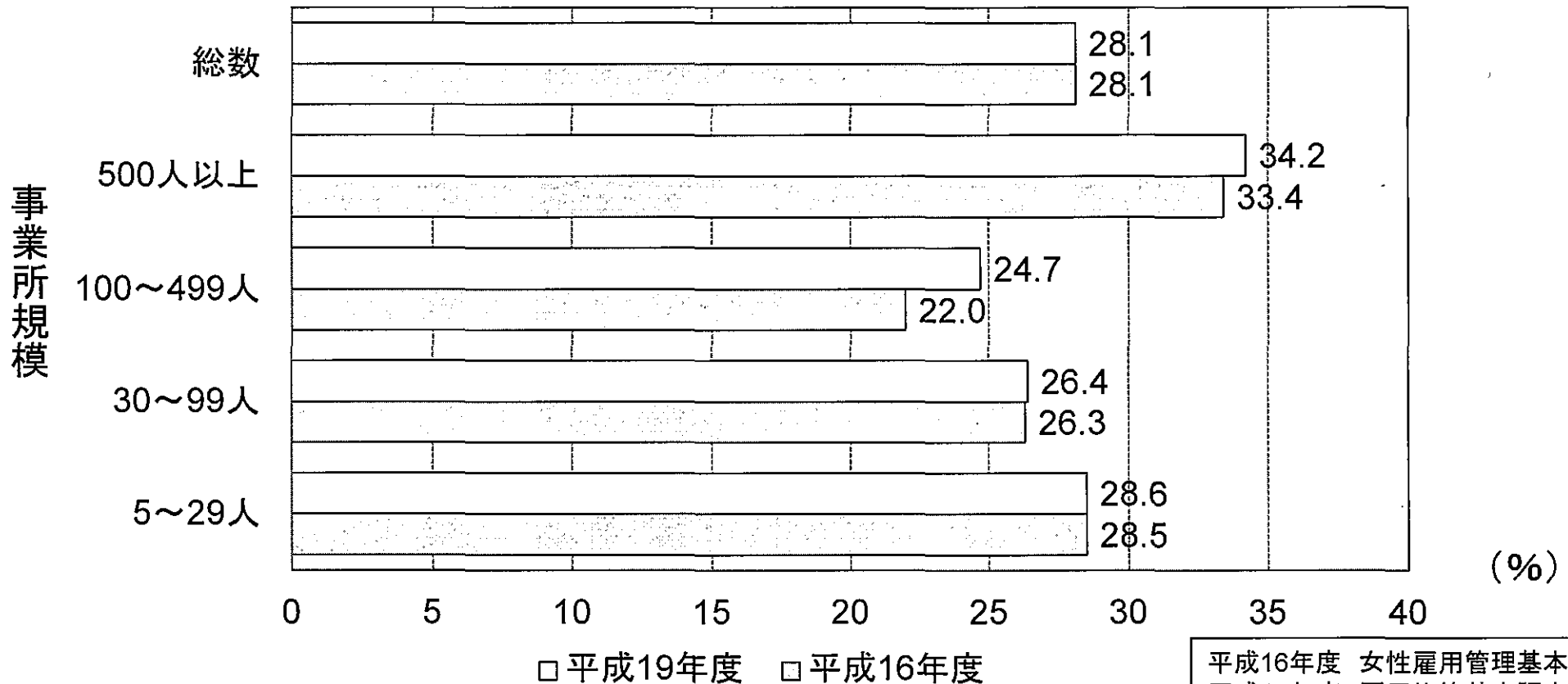


産休期間中の保険料免除

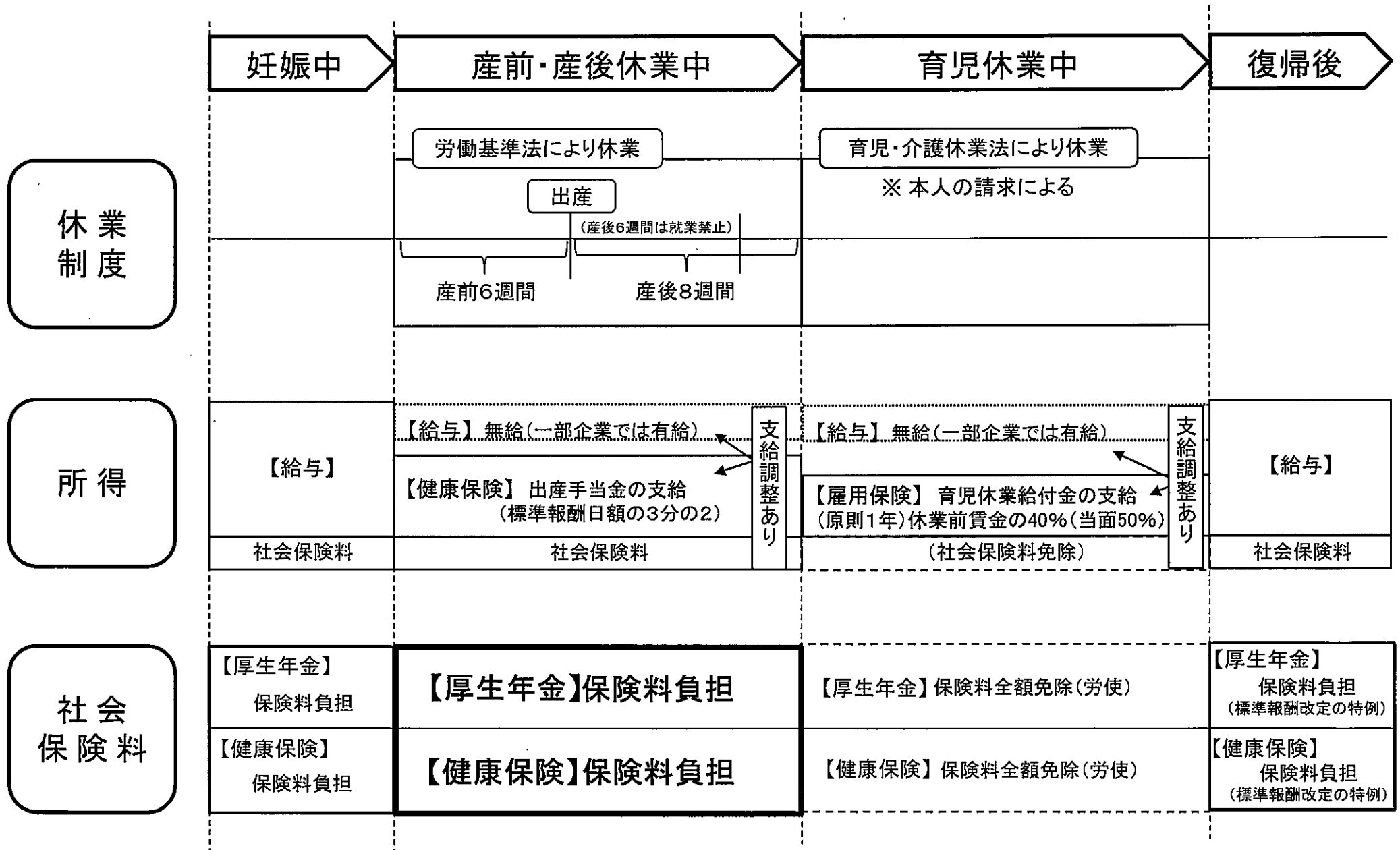
産前産後休業期間中の賃金支給の現状

- 産前・産後いずれの場合についても、休業期間中における給与については法律上定められておらず、各事業所の労働協約、就業規則等で定めるところによる。
- 産前産後休業期間中の賃金を有給とする事業所の割合は、平成19年度で28.1%となっており、約7割の事業所で、産前産後休業期間中の賃金は支給されていない。

産前産後休業期間中の賃金支給ありの割合(事業所規模別)



産休中・育休中の社会保険料等の取扱いの整理



被用者年金の一元化

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

(平成19年4月法案提出、平成21年7月衆議院解散に伴い廃案)

1. 法律案の趣旨

被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

①被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。

②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。

- ・共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止、等。
- ・60歳台前半の公務員OB等に係る在職中の年金支給額の減額方法について、より厳しい減額方法(現行の厚生年金の取扱い)に統一。

③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。

- ・平成22年から引き上げ、公務員共済は平成30年、私学教職員は平成39年に統一。

④事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。

⑤共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。

・新3階年金については、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定(附則)。

⑥追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

(2) その他

①被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。
(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)

②企業年金に係る規定の整備等。

3. 施行時期

- ・原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

※本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出したが、審議未了のまま衆議院解散(平成21年7月21日)により廃案となった。

公的年金制度一覽

○国民年金制度

(平成21年度末(平成22年3月末)現在)

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]		積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成23年4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢	
第1号被保険者	万人 1,985	万人 2,765	2.45	万円 5.8	兆円 3.9	兆円	兆円	[7.5]	4.3 [4.0]	円 15,020	65歳
第2号被保険者	3,780										
第3号被保険者	1,021										
合計	6,786										
(参考) 公的年金加入者合計	6,874										

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、0.8万人である。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給者数は、老齢基礎年金受給者数に、旧国民年金法による老齢年金受給者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給者および旧国民年金法による老齢年金受給者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は、5.4万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。
 なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度

(平成21年度末(平成22年3月末)現在)

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]		積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成23年4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成23年度)	
厚生年金保険	万人 3,425	万人 1,385	2.47	万円 16.5	兆円 36.7	兆円	兆円	[120.8]	4.3 [4.1]	16.058	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 59歳 定額部分 一般男子・共済女子 64歳 厚年女子 62歳 坑内員・船員 59歳
国家公務員共済組合	104	68	1.53	21.7	2.0	8.4	[8.3]	6.3 [6.0]	15.508		
地方公務員共済組合	291	182	1.60	22.5	5.5	38.9	[37.6]	10.0 [9.2]	15.508		
私立学校教職員共済	48	11	4.32	21.2	0.4	3.4	[3.4]	9.9 [9.1]	12.938		
合計	3,868	1,646	2.35	17.4	44.6	170.2	[170.1]	5.1 [4.8]			

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16.696%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。
 (前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

共済年金について

[厚生年金]

[共済年金]

(企業年金)	
本人分	老齢厚生年金 (報酬比例年金) 100,166円
配偶者分	老齢基礎年金 65,741円

合計 231,648円

(企業年金を含まない)

職域相当額 20,033円		本人分	労使折半 (保険料)
退職共済年金 (報酬比例年金) 100,166円			
老齢基礎年金 65,741円		配偶者分	1/2 労使折半 (保険料) + 1/2 国庫負担
老齢基礎年金 65,741円			

合計 251,682円

(職域相当額を含む)

(注) 職域相当額を除けば、厚生年金と同額 (231,648円)

※平成23年度価格

(前提) 加入期間中の平均報酬月額：360,000円、加入月数：480月 (40年)

(参考) 報酬比例部分の年金額：平均報酬月額 (賃金変動に伴う再評価後) × 給付乗率 × 加入月数 × 物価スライド率

厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹	○遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）、又は遺族がないときは相続人
③老齢給付の 在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ・65歳までは（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 （賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 （賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
④障害給付の 在職支給停止	○障害厚生年金受給者が厚年被保険者又は共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○障害共済年金受給者が共済組合員となった場合 （賃金＋年金）が28万円を超えたとき、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の障害共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年の老齢給付の場合と同様の方式 ○障害共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 （賃金＋年金）が46万円を超えたとき、年金の一部又は全部を支給停止。
⑤障害給付の 支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）。	○保険料納付要件なし。
⑥遺族年金の 転給	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない（転給なし）。	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される（転給あり）。
（経過措置）		
⑦女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の5年遅れのスケジュール。 （昭和21年4月2日以降生まれ～）	○60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男子と同じスケジュール。 （昭和16年4月2日以降生まれ～）

70 ※ 平成19年の被用者年金一元化法案においては、①～⑥の差異は、すべて厚生年金に揃えて解消することとされていた。

第3号被保険者制度の見直し

第3号被保険者制度の実態

○ 第3号被保険者の数は、近年減少傾向にある。

第3号被保険者数の推移

年度	被保険者計	第1号被保険者数	第3号	20-59歳日本人	A/B	
		(任意加入含む)	被保険者(A)	女子人口(B)		
	万人	万人	万人	万人		
昭和	61	6,332	1,951	1,093	3,383	32.3%
	62	6,411	1,929	1,130	3,398	33.3%
	63	6,493	1,873	1,162	3,410	34.1%
平成	元	6,568	1,816	1,179	3,423	34.4%
	2	6,631	1,758	1,196	3,430	34.9%
	3	6,835	1,854	1,205	3,446	35.0%
	4	6,894	1,851	1,211	3,462	35.0%
	5	6,928	1,861	1,216	3,479	35.0%
	6	6,955	1,876	1,219	3,494	34.9%
	7	6,995	1,910	1,220	3,497	34.9%
	8	7,020	1,936	1,202	3,503	34.3%
	9	7,034	1,959	1,195	3,501	34.1%
	10	7,050	2,043	1,182	3,503	33.7%
	11	7,062	2,118	1,169	3,505	33.3%
	12	7,049	2,154	1,153	3,481	33.1%
	13	7,017	2,207	1,133	3,465	32.7%
	14	7,046	2,237	1,124	3,443	32.6%
	15	7,029	2,240	1,109	3,424	32.4%
	16	7,029	2,217	1,099	3,399	32.3%
	17	7,045	2,190	1,092	3,376	32.4%
	18	7,038	2,123	1,079	3,368	32.0%
	19	7,007	2,035	1,063	3,318	32.0%
	20	6,936	2,001	1,044	3,260	32.0%
	21	6,874	1,985	1,021	3,201	31.9%

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」、総務省統計局「人口推計」

(注1) 日本人人口は10月1日現在、それ以外は年度末現在である。

(注2) 第3号被保険者には男子(平成21年度では11万人)も含まれる。

第3号被保険者数の年齢別割合

年度		計	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳
昭和	63	34.1%	5.6%	33.3%	48.5%	45.7%	44.0%	38.4%	31.5%	21.1%
平成	元	34.4%	5.0%	32.1%	49.0%	46.9%	45.5%	38.2%	32.9%	22.4%
	2	34.9%	4.7%	30.3%	49.7%	47.8%	46.8%	38.3%	34.0%	24.0%
	3	35.0%	5.0%	30.1%	50.0%	48.7%	45.0%	40.7%	35.7%	24.1%
	4	35.0%	5.0%	29.0%	49.7%	49.5%	44.7%	42.3%	36.1%	24.9%
	5	35.0%	4.9%	28.4%	48.7%	50.6%	44.7%	42.8%	37.4%	24.7%
	6	34.9%	4.8%	27.3%	48.5%	50.7%	45.5%	43.8%	36.7%	25.4%
	7	34.9%	5.1%	27.0%	47.4%	50.8%	45.9%	44.1%	36.3%	25.5%
	8	34.3%	5.3%	26.7%	47.2%	50.1%	44.9%	41.0%	37.3%	26.3%
	9	34.1%	4.9%	25.6%	45.5%	50.0%	45.3%	40.2%	38.6%	27.2%
	10	33.7%	4.8%	24.7%	44.4%	48.8%	45.5%	39.3%	38.9%	27.3%
	11	33.3%	4.9%	23.3%	42.1%	48.9%	45.2%	39.5%	39.0%	26.7%
	12	33.1%	4.8%	22.2%	41.8%	47.5%	45.5%	39.7%	39.3%	25.1%
	13	32.7%	4.8%	21.1%	39.7%	47.1%	44.9%	40.1%	36.9%	26.9%
	14	32.6%	4.9%	20.5%	39.0%	46.5%	44.7%	39.8%	36.6%	27.9%
	15	32.4%	4.9%	20.2%	37.7%	45.4%	44.6%	40.1%	36.1%	28.5%
	16	32.3%	4.5%	19.7%	36.9%	44.1%	44.3%	40.5%	37.0%	29.0%
	17	32.4%	4.8%	19.3%	36.2%	44.3%	42.9%	39.4%	36.9%	30.7%
	18	32.0%	5.0%	19.2%	35.0%	42.9%	43.1%	40.3%	37.4%	29.1%
	19	32.0%	4.7%	19.1%	34.4%	43.0%	42.4%	40.0%	37.0%	30.0%
	20	32.0%	4.7%	19.3%	34.1%	41.9%	43.0%	39.4%	37.4%	29.8%
	21	31.9%	4.3%	18.8%	33.9%	41.5%	42.0%	40.2%	36.6%	29.9%

資料：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業年報」、総務省統計局「人口推計」

(注1)日本人女子人口は10月1日現在、それ以外は年度末現在である。

(注2)第3号被保険者年齢別割合は第3号被保険者数を日本人女子人口で割ったものである。

(注3)第3号被保険者には男子(平成21年度では11万人)も含まれる。

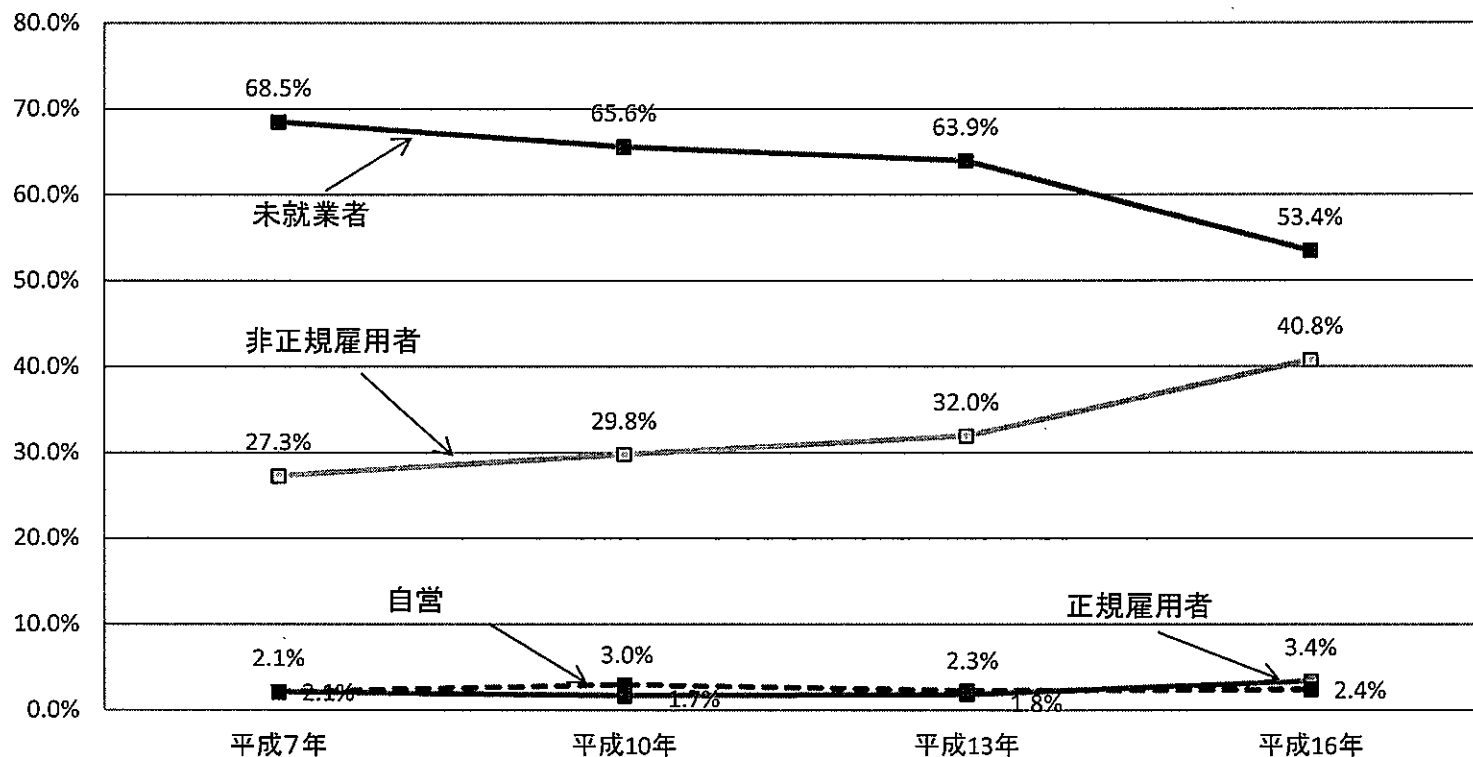
- 第3号被保険者の就業状況については、未就業者(いわゆる専業主婦)の割合が最も多いが、近年、非正規雇用者の割合も増加している。
- 短時間労働者への社会保険の適用拡大については、社会保障審議会の特別部会において検討を進めている。

第3号被保険者の就業状況

(単位:千人)

	平成7年		平成10年		平成13年		平成16年	
自営	252	2.1%	198	1.7%	210	1.8%	374	3.4%
正規雇用者	249	2.1%	342	3.0%	258	2.3%	267	2.4%
非正規雇用者	3,214	27.3%	3,448	29.8%	3,653	32.0%	4,489	40.8%
未就業者	8,070	68.5%	7,590	65.6%	7,308	63.9%	5,883	53.4%
合計	11,785	100.0%	11,578	100.0%	11,429	100.0%	11,013	100.0%

(単位:%)

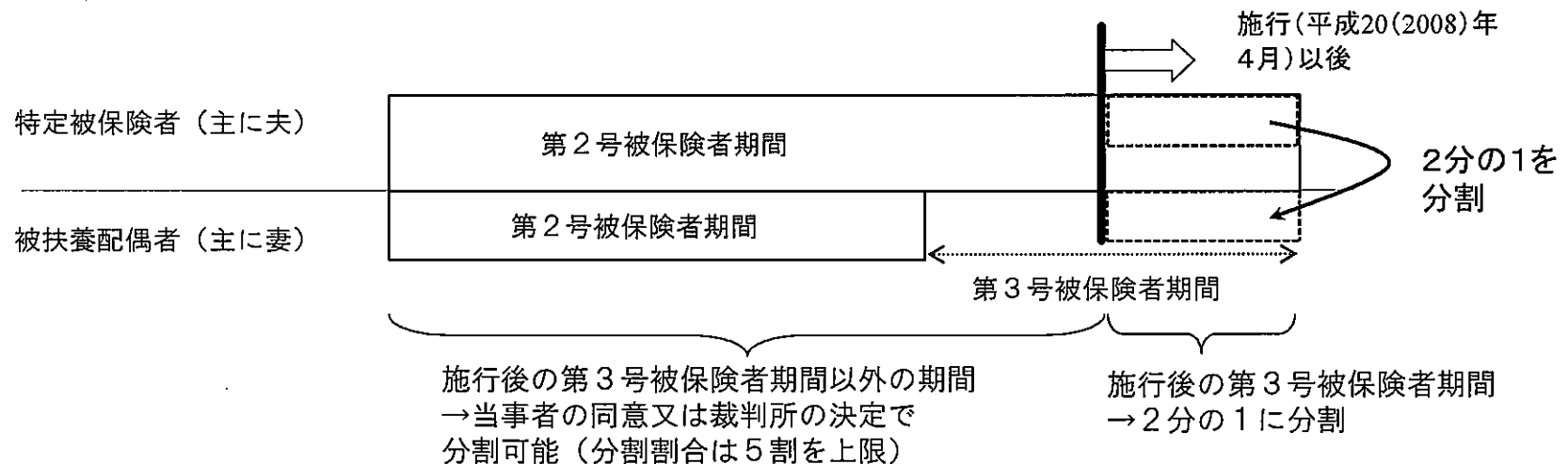


資料出所:厚生労働省「公的年金加入状況等調査」

3号分割の制度について

- 平成16年の年金制度改正においては、第3号被保険者を対象として、離婚時等に、年金を分割できる制度（いわゆる3号分割の制度）が導入されている。
- その際、被扶養配偶者を有する第2号被保険者の保険料は、被扶養配偶者が共同負担したものと認識する旨の規定が定められている。

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



平成16年改正法

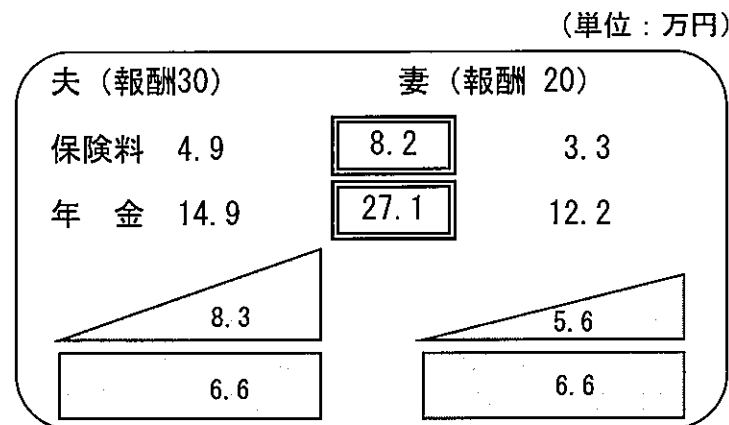
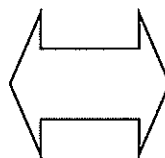
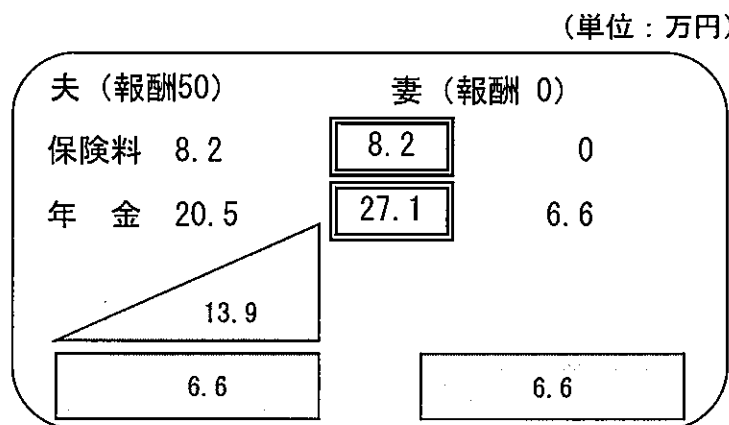
厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識)

第78条の13 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。

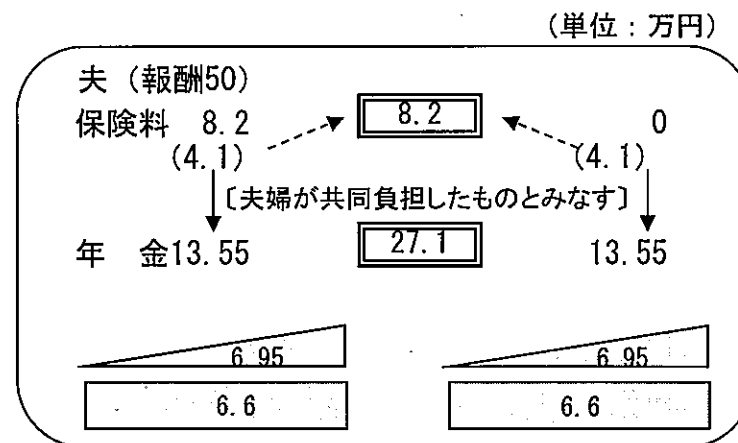
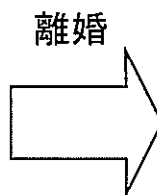
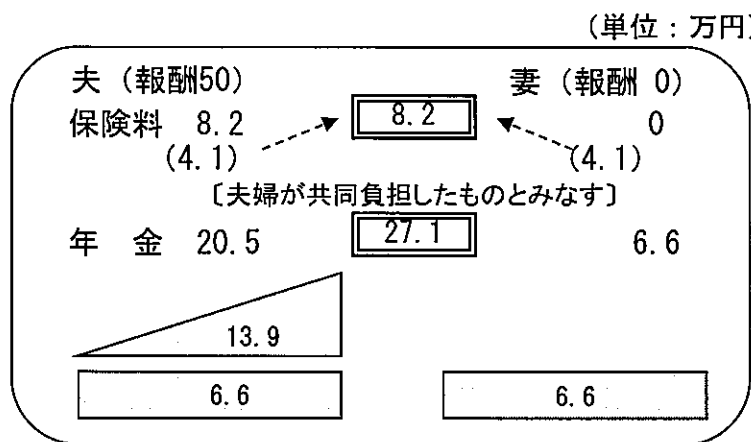
<保険料負担と給付（イメージ）>

- 夫婦世帯で標準報酬が同じであれば、保険料負担は同額で給付も同額である。



<3号分割制度（イメージ）>

- 第2号被保険者が納付した保険料は、夫婦が共同負担したものとみなして、納付記録を分割し、この記録に基づき夫婦それぞれに給付する。



※婚姻期間40年とした場合(実際には、婚姻期間に応じて分割が行われるため、年金額もそれに応じて変わる。)

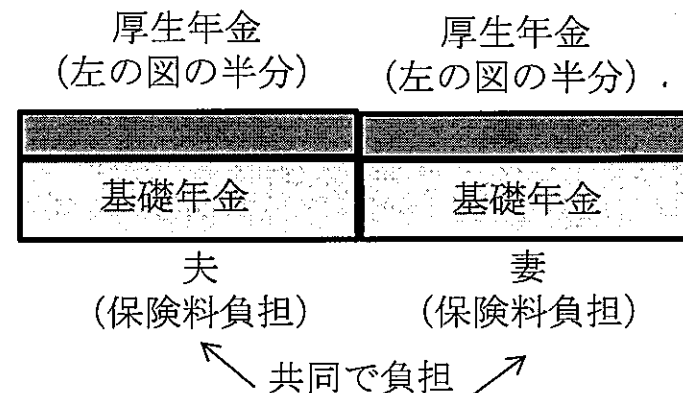
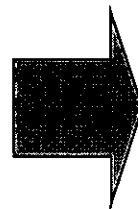
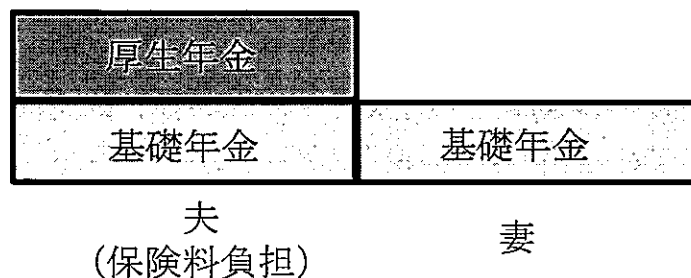
夫婦共同負担を基本とする考え方について

○ 夫婦共同負担を基本とする考え方、すなわち、第2号被保険者が納めた保険料の半分はその被扶養配偶者（第3号被保険者）が負担したものと取り扱って年金分割することについて、どう考えるか。

- ・ 現行法においては、被扶養配偶者を有する第2号被保険者の保険料は、被扶養配偶者が共同して負担しているものと認識する旨の規定が設けられている。

厚生年金保険法第78条の13 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。

- ・ 一方、民主党の新しい年金制度案では、個人単位で年金を計算することとし、夫婦の納めた保険料を合算して二分したものをそれぞれの納付保険料とする二分二乗という考え方が提案されている。
- ・ こうした新しい年金制度の考え方及び現行法の規定を基にすれば、第3号被保険者も、その配偶者である第2号被保険者と共同で保険料を負担していると考えられることができる。この仕組みを現行の年金制度に導入するとすれば、第3号被保険者は、保険料を負担せずに給付を受けるのではなく、いわばみなし第2号被保険者として保険料を負担して給付を受けると認識することになるので、この考え方に立てば、不公平感は一定程度解消することが出来るのではないか。



- ・ なお、共同で保険料を負担したことに対する年金給付は、厚生年金部分を夫婦で分割して受け取ることとなり、実際の効果は、年金分割の案に近い。